

グリーン調達ガイドライン

株式会社 キトー

制定 2009年 4月 1日

目 次

	ページ
・はじめに	1
・環境方針	2
・グリーン調達ガイドライン	
1. 目 的	3
2. キトーの取組み	3
3. 本ガイドラインの適用範囲	3
4. お取引先、調達品の評価及び選定基準	4
-1 お取引先評価および選定基準	
-2 調達品の評価および選定基準	
-3 含有化学物質調査に対するご協力願ひ	5
5. グリーン調達調査の運用概要	5
-1 グリーン調達調査の流れ	
-2 グリーン調達調査のご提出書類	
6. 関連資料の説明及びお取引様に対して調査他のご依頼事項	6
7. 調達に関するお問合せ先	6
8. グリーン調達ガイドラインの改訂履歴	6

《 資料明細 》

資料 1-1	キトー禁止 19 物質：使用制限物質一覧
資料 1-2	RoHS 指令／付属書Ⅲ（適用除外：カテゴリー11）
資料 2	環境保全活動に関する取組み調査票
資料 3	グリーン調達に関する覚書
資料 4	キトー禁止 19 物質の非含有証明書

はじめに

地球規模の環境保全は人類の生活基盤に関わる重要な問題であり、限りある資源を如何に未来へ引き継いで行くかが、当社を含めた社会全体の最重要課題といえます。

この観点から、株式会社キトーは環境負荷の小さい製品の製造、輸送、使用、及び廃棄の各段階における環境負荷を低減すべく技術開発に取り組んでおります。加えて材料の調達も非含有 19 物質を特定し生産等の事業活動に伴って発生する環境負荷を低減するように努めております。

これらの活動の有効性を高める為にはお取引先のご協力が不可欠であり、環境負荷の少ない資材を調達し、環境負荷の低減とリスクの回避を良好なパートナーシップの下で発展させていきたいと考えております。

株式会社キトーは以上の事を踏まえ、資材・部品・製品の調達段階における「グリーン調達ガイドライン」を定めこれに従って調達を行っておりますので、お取引様各位のご理解とご協力をお願いいたします。尚、環境マネジメントシステムの骨格とも言える「環境方針」は定期に見直し、当社本社工場で働く人全てに教育・訓練を行い周知させると共に公開いたします。

環 境 方 針

<基本方針>

キトーは、マテリアル・ハンドリング分野において事業活動の展開、製品・サービスの提供を行うことにより、人と地球が調和した豊かで持続可能な社会実現のために貢献します。

<行動指針>

事業活動ならびに製品のライフサイクルを通じ、環境負荷の低減、汚染の予防等に関する目標を定め、マネジメントシステムを継続的に改善し環境活動を推進します。

1. 気候変動への対応

エネルギー使用量を削減し、温室効果ガスの排出を抑制する。

2. 化学物質の管理

人と地球に著しい影響を及ぼす物質を継続的に削減・代替する。

3. 持続可能な資源の利用

資源の有限性を認識し、省資源・リサイクルによる有効な利用を行う。

4. 生物多様性への対応

生物多様性に及ぼす影響の低減と生態系の保全に努める。

5. 法令順守

環境に関する法令、および当社が合意するその他の要求事項を順守する。

グリーン調達ガイドライン

1. 目的

当社は「環境方針」に基づき、環境に優しい製品を顧客に提供するために、この「グリーン調達ガイドライン」を定め、お取引先の協力の下、環境負荷低減に積極的に取り組み、循環型経済社会を構築することを目的といたします。

2. キトーの取組み

-1.規制対象物質

当社では、2009年に当時のRoHS指令及びジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG）等を基に、キトー独自の規制対象物質「キトー禁止 15 物質」を定め、当社環境方針に基づき非含有化を推進してきましたが、その後の法規制および市場要求を鑑み、規制対象物質にRoHS指令（2011/65/EU）の4物質を新たに追加し、「キトー禁止 19 物質」の非含有化を推進いたします。尚、今後の法規改正や社会動向により、規制対象物質は適宜改訂する可能性があります。

-2.お取引先の選定基準

ISO14001 及びそれに準ずる環境システムの取得、若しくは取得の計画有りなどで判断し、環境を含めた各種法規を遵守していることや環境保全に積極的な取組みを実施しているお取引先からの調達を優先いたします。又、各種規制の見直しなどにより調達品要求仕様変更など適切に対応いただけるお取引先を優先いたします。

-3.調達品目の分類

1) 当社は、調達品を以下 3 つに分類し①は非含有必須、②及び③は要求仕様を満足する事を前提に可能な範囲で優先させ環境への取組みを行います。

①当社製品を構成する製品、部品、材料、補助材（油脂類、塗料類、接着剤等以下「補助材」という）の調達品に対する取組み

当社製品を構成する製品、部品、材料、補助材とは、当社が販売する製品、サービス等を構成する全ての調達品を意味し、平成17年より随時有害物質非含有化に取り組んでおります。当社では、調達品の環境負荷低減を図るべく環境設計基準を基に、有害物質削減に向け既存機種的设计変更を具体的に推進しており今後の新製品等は開発段階より環境負荷がより小さい調達品の選定を重要課題として取り組んでおります。

②生産活動に関係する調達品に対する取組み

生産活動に関係する調達品とは製品を構成する部品を加工、処理する設備、治工具類、生産のための各種設備機器類全般を指します。これらは汎用設備機器、専用機含め可能な限り指定 19 物質非含有品を優先し調達いたします。又、各種設備機器類全般に付帯する補助材なども同等と考え、可能な範囲で優先させ調達いたします。

③文房具用品、事務用品類などに対する取組み

事業活動に伴い使用する文房具、筆記具、備品類、ファイル類等の事務用品については、リデュース、リユース、リサイクル（3R推進）を念頭に環境に優しい事務用品の調達拡大に努めると共に循環型社会の構築を目指します。

3. 本ガイドラインの適用範囲

当社の調達品に関して原則すべてに適用いたします。当社が販売する製品（OEM 品を含む）部品消耗品類及びサービス等に関わる部分は原則として適用いたします。

4. お取引先、調達品の評価および選定基準

「グリーン調達」における評価及び選定基準に関しては、以下記述の通りお取引先評価を行い、積極的に当社の要求事項に取り組み環境対応の趣旨をご理解いただけるお取引先を優先し選定いたします。

- 1 お取引先評価および選定基準

1) 環境活動への取組み

- ①環境マネジメントシステム（ISO14001）及びそれに準ずる環境システムの認証取得または自己宣言を行っていること。または、取得計画により推進中であることを優先いたします。
- ②環境保全に関する以下の取組みを実施していることを優先いたします。
 - a. 環境保全について企業トップが目標を持ち取り組み、方針・目標が展開されていること。
 - b. 環境関連法規に基づき組織的な活動を行うと共に法規制を遵守していること。
 - c. 環境保全活動を推進管理するよう事務局、組織・体制が確立されていること。
 - d. 全従業員及び従事者に対し、環境保全に関する教育・啓蒙を行っていること。
 - e. 環境にやさしい製品作りおよびエネルギーを含めた物流の合理化を行っていること。

2) 材料、製品等に含有する有害物質の管理

- ①製造から出荷に至るすべての工程において、有害物質を含有する製品、部品を作らない、販売しない仕組みを構築し、要求の変化に対応しその維持向上に努めていること。
- ②材料の化学物質含有情報を適時に入手し、その情報管理を確実に行うこと。又、当社の要求に対し、その内容を適時に開示できること。
- ③含有有害物質の管理体制においてそれぞれの管理責任者が明確になっていること。
責任者は、有害物質に関しSDS等を入手し、その有害性、危険性など該当職場の担当者に教育・啓発を確実にこなしていること。
- ④今後、法適要求の変化に伴い、グリーン調達ガイドラインが改訂されても、その要求に対し、建設的に取組む姿勢を有すること。

- 2 調達品の評価および選定基準

1) 当社製品を構成する製品、部品、材料、補助材の調達品

- ①キトー禁止 19 物質を含まないこと。製品、部品、材料、補助材に含有する禁止物質を資料 1-1 のとおり定めます。
- ②RoHS 指令準拠の対象物質に対する適用除外は資料 1-2 の通りといたします。
- ③当社顧客様より指定がある場合は別途禁止物質を追加する場合があります。

2) 生産活動に関係する調達品

- ①本ガイドラインでは各種設備機器類全般についても適用範囲としておりますが、位置づけは一般カタログ販売品等を含み非含有製品を優先的に調達することになります。
- ②設備の購買仕様を検討する際は、可能な限り非含有に努め環境負荷の低減を推進願います。
- ③将来、外部（海外含む）への移設、設備の解体、廃棄等も考慮し分別の容易さ、有害物質の飛散抑制など推進願います。

3) 文房具用品、事務用品類

- ①前記同様、位置づけは「努力目標」であります。但し、環境負荷を考慮し3R、梱包の簡素化、使用後の廃棄物削減に繋がる製品を優先し選定いたします。

-3.含有化学物質調査に対するご協力願い

①製品、部品、材料、補助材に含有する化学物質に関しては、以下5項の「グリーン調達調査の運用概要」に準じた調査を実施する場合がありますので、この場合はご協力をお願いいたします。

②SDSは新規手配都度又は製造元にて内容が変更される場合、必ず提出願います。

5. グリーン調達調査の運用概要

-1 グリーン調達調査の流れ

前項の要求事項に基づいた製品、部品、材料、補助材の調査の概要についてまとめます。

調査内容としては以下の書類提出をお願いいたします。調査結果は、お取引先から当社にご回答をお願いいたします。お取引先よりの調達品については、必要に応じてお取引先がさらに上流のお取引先に調査を実施いただき、当社にご回答をお願いいたします。

調査結果に基づき、当社が必要と判断した際には、ご相談の上、調査等を実施させていただく場合がございます。

-2 グリーン調達調査のご提出書類

No.	ご提出書類・契約事項	様式
①	環境保全活動に関する取組み調査票	資料2
②	グリーン調達に関する覚書	資料3
③	キトー禁止19物質の非含有証明書	資料4

① 環境保全活動に関する取組み調査票

「環境保全活動に関する取組み調査票」にて、環境マネジメントシステムの承認取得状況と、含有化学物質の管理を確実に実施するための仕組みの構築について、ご回答をお願いいたします。

② グリーン調達に関する覚書

「グリーン調達に関する覚書」の取り交わしをもって、環境に配慮した製品、部品、材料、補助材の安定的な提供をお約束していただきます。

③ キトー禁止19物質の非含有証明書

当社製品を構成する製品、部品、材料及び消耗品、油脂類、補助材料等に含まれる物質につき各メーカー・商社等に調査ご確認の後、「キトー禁止19物質の非含有証明書」に代表者または相当の責任者がご記入・ご捺印の上ご提出ください。

また、必要に応じて、特定物質の計量データ提出を要請することもありますので、その際はご協力をお願いいたします。

6. 関連資料の説明及びお取引先に対して調査他のご依頼事項

資料 1-1 キトー禁止 19 物質：使用制限物質一覧

資料 1-2 RoHS 指令／付属書Ⅲ（適用除外：カテゴリー11）

資料 2 環境保全活動に関する取組み調査票

資料 3 「グリーン調達に関する覚書」については基本取引契約締結時に取り交わさせていただきます。

資料 4-1 「キトー禁止 19 物質の非含有証明書（製品、部品、材料消耗品等）」製品、部品、材料の記載用様式で、当社の指定するキトー禁止 19 物質が調達品に含有していないことを調査していただきます。

- ① キトー禁止 19 物質の非含有証明書、代表者または相当の責任者のご記入・ご捺印の上ご提出をお願いいたします。

7. 調達に関するお問合せ先

株式会社キトー

調達部 資材グループ TEL：055-275-7771 FAX：055-275-6165

8. グリーン調達ガイドラインの改訂履歴

改訂履歴	制定 2009年 4月 1日（初版）
	改訂 2009年 9月 30日 グリーン調達に関する覚書 第10条 2項追加
	改訂 2011年 5月 9日 覚書署名部分の変更（調達本部長とする）
	改定 2015年 9月 1日 覚書署名部分変更、MSDS→SDSに改定
	改定 2016年 4月 1日 環境方針（更新）
	改定 2017年 9月 1日 RoHS指令の4物質追加による見直し他

(キトー禁止 19 物質：使用制限物質一覧)

No.	材料/化学物質	法規および規制情報	規制値レベル	使用例
1	アスベスト類	76/769/EEC.危険物質の販売・使用および修正 :(83/478/EEC;85/610/EEC;87/217/EEC;91/659/EEC 99/77/EEC) 米国有害物質規制法(新用途の制限) 労働安全衛生法(29 CFR 1910.1001-1051)	意図的添加	ブレーキライニング・パッド、絶縁体 充填材、摩擦材、電気絶縁材、充填フ ィラー、顔料・塗料、タルク、断熱材
2	アゾ染料・顔料※1	76/769/EEC.危険物質の販売・使用および修正 :(2002/61/EC;2003/03/EC)	意図的添加 (適用については 76/769/EEC 指令 を参照)	顔料、染料、着色剤
3	カドミウム カドミウム化合物※2	76/769/EEC.危険物質の販売・使用および修正 :(91/338/EEC、91/157/EEC、93/86/EEC); 2000/53/EEC(EU/ELV 指令); 2011/65/EU(EU/RoHS 指令) ;94/62/EEC(EU 包装材指令) 米国包装材重金属規制(17 州)	100ppm	顔料、耐蝕表面処理、電気・電子材料 光学材料、安定材、メッキ材料、樹脂 用顔料、光学ガラス用蛍光剤、電極 はんだ材料、接点、亜鉛メッキ 塩ビ安定剤
4	六価クロム 六価クロム化合物※2	2000/53/EEC(EU/ELV 指令) 2011/65/EU(EU/RoHS 指令) 94/62/EEC(EU 包装材指令) 米国包装材重金属規制(17 州)	1000ppm	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき 防食表面処理、染料、塗料乾燥剤 表面処理、クローメート処理 塗料密着性向上、防錆
5	鉛/鉛化合物※2	76/769/EEC.危険物質の販売・使用および修正 :(86/677/EEC、91/157/EEC、93/86/EEC) 2000/53/EEC(EU/ELV 指令) 2011/65/EU(EU/RoHS 指令) 94/62/EEC(EU 包装材指令) 米国包装材重金属規制(17 州) カルフォルニア州プレポジション 65	1000ppm	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤 プラスチック安定剤、電池材料 快削合金材料、光学材料、X 線遮蔽 電気はんだ材料、メカはんだ材料 ゴム加硫剤、強誘電体材料 樹脂安定剤、めっき材料、樹脂添加 剤
6	水銀/水銀化合物※2	76/769/EEC 危険物質の販売・使用および修正 :(86/677/EEC、91/157/EEC、+98/101/EEC) 2000/53/EEC(EU/ELV 指令) 2011/65/EU(EU/RoHS 指令) 94/62/EEC(EU 包装材指令) 米国包装材重金属規制(17 州)さらにニューイングランド 水銀含有製品規制(バーモント州、ニューハンプシャー州、 メリーランド州、メイン州)	1000ppm	蛍光灯、電気接点材料、着色顔料 腐食防止剤、スイッチ類 高効率発光体、抗菌処理
7	オゾン層破壊物質	日本の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する 法律 モントリオール議定書 米国大気浄化法 611 条 1990 年改定版 76/769/EEC 危険物質の販売・使用および修正 :(94/60/EEC;97/64/EEC)	クラス I : 意図的 添加 クラス II、HCFCs: 1000ppm	冷媒、発泡剤、消化剤、洗浄剤
8	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB 類)※2	2011/65/EU(EU/RoHS 指令) ドイツダイオキシン法	1000ppm	難燃剤
9	ポリ臭化ジフェニル エーテル類 (PBDE 類)※2	2011/65/EU(EU/RoHS 指令) ドイツダイオキシン法 危険物質の販売・使用および修正 :(ペンタ BDE、オクタ BDE について 2003/11/EEC) 米国法(ペンタ BDE、オクタ BDE についてハワイ州、メイン 州)	1000ppm	難燃剤

No.	材料/化学物質	法規および規制情報	規制値レベル	使用例
10	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB 類)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律 (化審法、第一種特定化学物質、日本の法律) 76/769/EEC 危険物質の販売・使用および修正	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体 溶剤、電解液
11	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律 (化審法、第一種特定化学物質、日本の法律)	意図的添加	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤 (電気的特性、耐炎性、耐水性) 電気絶縁媒体、難燃剤
12	放射性物質	原子炉等規制法(日本の法律)	意図的添加	光学特性(トリウム)
13	短鎖型塩化 パラフィン	76/769/EEC(+2002/45/EC)	意図的添加	塩ビ可塑剤、難燃剤
14	トリブチルスズ類(TBT 類)トリ フェニルスズ類(TPT 類)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律 (化審法、第二種特定化学物質、日本の法律)	意図的添加	安定剤、酸化・老朽化防止剤 防菌・防カビ剤、防汚剤
15	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律 (化審法、第一種特定化学物質、日本の法律)	意図的添加	防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料 防汚顔料、冷媒、発砲剤、消火剤 洗浄剤
16	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)※2	2011/65/EU (EU/RoHS 指令)	1000ppm	軟質塩化ビニル製品(電線被覆、シート、 ホース、ガスケットなど)の可塑剤
17	フタル酸ブチルベンジル (BBP)※2	2011/65/EU (EU/RoHS 指令)	1000ppm	シール材(コーキング材)、 アクリル塗料の可塑剤
18	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)※2	2011/65/EU (EU/RoHS 指令)	1000ppm	プラスチック樹脂、ラッカー、塗料、 印刷インク、接着剤、の可塑剤
19	フタル酸ジイソブチル (DIBP)※2	2011/65/EU (EU/RoHS 指令)	1000ppm	同上(DBP の代替物質)

※1 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間、皮膚に接触する部位に限る。

※2RoHS 指令に規定されている 10 物質については、代替品が無い等の理由が明確な場合は RoHS 指令の使用禁止適用除外に従うことが出来る。

RoHS 指令／付属書Ⅲ（適用除外：カテゴリー11）

No.	適用除外用途 (ROHS 指令 ANNEXⅢ更新 2016/6/25)	適用除外の有効期限
1	片口金(コンパクト形)蛍光灯に含まれる 1 パーナー当たりの含有量が次の量を超えない水銀	2024/7/21 まで
1(c)	一般照明用で 50W 以上 150W 未満:5mg を超えない水銀	2024/7/21 まで
1(d)	一般照明用で 150W 以上:15mg を超えない水銀	2024/7/21 まで
1(f)	特殊用:5mg を超えない水銀	2024/7/21 まで
1(g)	一般照明用で寿命が 20000 時間以上の 30W 未満:3.5mg を超えない水銀	2017/12/31 まで
2(a)	一般照明用途の 2 口金直管蛍光灯に含まれるランプ当たりの含有量が次の量を超えない水銀	2024/7/21 まで
2(b)	その他の蛍光灯に含まれるランプ当たりの含有量が次の量を超えない水銀	2024/7/21 まで
3	特殊用途の冷陰極蛍光灯および外部電極蛍光灯(CCFL および EEFL)に含まれる、ランプ当たりの含有量が次の量を超えない水銀	2024/7/21 まで
4(b)	平均演色評価数が 60 を超えるように改善された一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる、ランプ中の含有量が 1 パーナー当たり次の量を超えない水銀	2024/7/21 まで
4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれるランプ中の含有量が 1 パーナー当たり次の量を超えない水銀	2024/7/21 まで
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	2024/7/21 まで
4(f)	本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀	2024/7/21 まで
4(g)	装飾的あるいは建築上の専門的な照明設備やライトアートのネオンサイン用の手作業で製作される発光放電管中の水銀。水銀含有量は、以下の通りに制限される:	2024/7/21 まで
	(a)20℃以下の温度で感光する屋外または屋内アプリケーション用として電極あたり 20mg、チューブ長 1cm あたり 0.3mg(ただし 80mg 以下のこと)を超えない水銀	2024/7/21 まで
	(b)他の全ての屋内アプリケーション用として電極あたり 15mg、チューブ長 1cm あたり 0.24mg(ただし 80mg 以下のこと)を超えない水銀	2024/7/21 まで
5(a)	CRT(ブラウン管、冷極線管)のガラスに含まれる鉛	2024/7/21 まで
5(b)	ガラス蛍光管中に含まれる含有量が 0.2wt%を超えない鉛	2024/7/21 まで
6(a)	機械加工用の鋼材中および亜鉛メッキ鋼板中に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛	2024/7/21 まで
6(b)	アルミニウムに合金成分として含まれる 0.4wt%までの鉛	2024/7/21 まで
6(c)	銅合金に含まれる 4wt%までの鉛	2024/7/21 まで
7(a)	高融点はんだ(すなわち鉛含有率が 85wt%以上の鉛ベースの合金)に含まれる鉛	2024/7/21 まで
7(b)	サーバ、ストレージおよびストレージアレイシステム、信号の切替え・送受信・伝送および電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備のはんだに含まれる鉛	2024/7/21 まで
7(c)-I	電気電子部品中のコンデンサ中の誘電体セラミック以外(例えば圧電素子)のガラスまたはセラミック、またはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に含まれる鉛	2024/7/21 まで
7(c)-II	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2024/7/21 まで
7(c)-IV	IC(集積回路)またはディスクリート半導体の部品であるコンデンサ用の PZT 系誘電体セラミック材料中の鉛	2024/7/21 まで
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	2024/7/21 まで
9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用として冷却溶液中に含まれる 0.75wt%までの六価クロム	2024/7/21 まで
9(b)	冷媒を含有している暖房、換気、空調および冷凍(HVADR)機器用のコンプレッサー中のベアリング・シェルおよびブッシュに含まれる鉛	2024/7/21 まで
13(a)	光学機器用の白色ガラスに含まれる鉛	2024/7/21 まで
13(b)	フィルタガラスおよび標準反射板のガラス中に含まれるカドミウムおよび鉛	2024/7/21 まで
15	IC(集積回路)フリップチップパッケージの内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に使用されるのはんだに含まれる鉛	2024/7/21 まで
17	プロフェッショナル向けの複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の、放射媒体としてのハロゲン化鉛	2024/7/21 まで
18(b)	BSP(BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー(1wt%以下の鉛)に活性剤として含まれる鉛	2024/7/21 まで
21	ホウケイ酸ガラスやソーダ石灰ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム	2024/7/21 まで
24	セラミック多層コンデンサを円盤状または平面状に機械加工されたスルーホールへはんだ付けするためのはんだに含まれる鉛	2024/7/21 まで
25	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)の構造要素に使用される、特にシールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	2024/7/21 まで
29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I (カテゴリー 1、2、3 および 4) で定められているクリスタルガラスに含まれる鉛	2024/7/21 まで

年 月 日

環境保全活動に関する取組み調査票

会社名 _____ 電話番号 _____
住所 _____ FAX 番号 _____
氏名 _____ 印 _____ E-mail _____
部署名・役職 _____

弊社の環境保全活動の取組みについて、下記のとおり報告いたします。

【 環境マネジメントシステムの認証取得 】

- ISO14001 など第三者機関の認証を取得している。
取得日 年 月 日 認証機関： _____ 認証番号： _____
- ISO14001 などの認証の取得を計画している。
取得予定日 年 月頃 認証機関： _____
- ISO14001 など第三者機関の認証の取得を計画していない。
- 上記に準ずる認証取得又は自己宣言等： (_____)

【 含有化学物質の管理を確実にする仕組みの構築 】

a	製造から出荷までの全ての工程において、有害化学物質を含有する製品、部品を作らない、販売しない仕組みを構築し、常に維持向上に努めていますか？ *構築を計画中の場合は、構築予定時期をご記入ください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 年 月頃
b	使用する部材の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報を管理する仕組みができていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
c	客先から要求があった場合、含有物質の有無など、直ちに提出すべく体制ができていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
d	含有化学物質の管理体制におけるそれぞれの責任者が決まっていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
e	新たな工程、生産品目について、自主的に含有物質の調査、把握など実施する体制ができていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
f	含有化学物質に関する教育・啓発を従業員、および関連する業務従事者に対して行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
g	含有化学物質の管理を確実にする仕組みに関して、関連する書類を整備していますか？ *書類がある場合は、別添にて書類の写しをご提出ください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

NOTICE

取引先より提出される資料や書類について、それらが当該お取引先の承認を得ないまま外部に開示される事はありません

グリーン調達に関する覚書

株式会社キトー（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した 年 月 日付取引基本契約書（以下「原契約」という。）に基づく甲乙間のすべての取引（以下「本取引」という。）に甲が定める「グリーン調達ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を適用するにあたり以下のとおり、合意した。

第1条 （適用範囲）

本ガイドラインは、本取引に基づき甲が乙から調達する全ての製品、部品、材料、補助材（以下「本調達品」という）に適用される。

第2条 （本ガイドラインの遵守）

乙は、甲から別段の指示のない限り、本ガイドラインに定める内容を遵守して本調達品を甲に納入しなければならない。ただし、乙が本ガイドラインを遵守できないことに正当な事由または止むを得ない事由がある場合にはその旨を予め甲に書面で通知するものとし、甲は、かかる事由があると判断した場合には乙と協議等のうえ、仕様変更その他別段の指示を与えることができるものとする。

第3条 （本ガイドラインの改正）

甲は、関係法令の改正、経済情勢の変化その他必要に応じて本ガイドラインの内容を変更修正することができるものとし、当該改正後のガイドラインも本覚書における本ガイドラインとして扱うものとする。乙は、甲から本ガイドラインの改正の通知を受けたときは、甲から別段の指示のない限り、直ちに当該改正後のガイドラインの内容について遵守して本調達品を甲に納入しなければならない。ただし、乙がかかる改正後のガイドラインの内容を遵守できないことに正当な事由または止むを得ない事由がある場合にはその旨を予め甲に書面で通知するものとし、甲は、かかる事由があると判断した場合には乙と協議等のうえ、仕様変更その他別段の指示を与えることができるものとする。

第4条 （グリーン調達推進体制の整備および監査）

乙は、本ガイドラインを遵守できるよう、原契約第23条に従い、乙の社内体制（以下グリーン調達推進体制という）を整備しなければならない。本覚書の有効期間内において、グリーン調達推進体制に重大な変更があった場合、乙は、直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。甲は、乙から要請があった場合、または甲が必要と認めた場合に乙の事業場に立ち入りグリーン調達推進体制の監査を行うことができる。ただし、甲が必要と認めた場合については、甲は、事前に乙の承諾を得て行うものとする。この場合、乙は合理的な理由のない限り承諾を拒絶しないものとする。

第5条 (保証)

原契約第23条第1項に定める保証条項には、本ガイドラインの内容を満足しており、かつ違反していないことも含まれるものとし、乙はこれを保証し、甲より要求があった場合は本調達品の有害物質「不使用の証明」「非含有証明（計量値）」を、甲に提出する。瑕疵担保については、原契約第24条を準用するものとする。

- 2.前項において、乙（乙の材料購入先、外注先を含む。）が、本調達品の製造に用いる材料、部品、または製法、工法を変更し、有害物質の濃度に変化があるときは、その内容を直ちに甲に連絡しなければならない。
- 3.前2項において、甲の支給品及び甲が指定した調達品は、第1項の有害物質「不使用の証明」「非含有証明（計量値）」の対象外とする。

第6条 (測定データの提供)

甲は、前条第1項の保証内容を確認するために、本調達品に関わる有害物質含有濃度測定データの提出を乙から求めることができる。

第7条 (報告)

甲は、第5条及び第6条で定めた事項において、乙から提出された内容に疑義が生じた場合は、乙に対し、必要な資料の提出、報告を求めることができる。

第8条 (不適合時の対応)

甲は、乙が本ガイドラインに違反し、または乙に本ガイドラインとは不適合な事項があることがわかったときには何時でも、乙に対しその是正を指示することができるものとし、乙は、直ちにそれに従うものとする。ただし、原契約および個別契約に基づき甲が有する諸権利の放棄を意味するものではない。

第9条 (損害賠償)

乙が本ガイドラインに定める事項に違反することにより、甲に損害が発生したときは、乙は、当該損害を賠償しなければならない。ただし、損害賠償の内容については、甲乙協議の上、合意に基づき決定するものとする。

第10条 (機密保持、官公庁顧客への開示)

甲は、乙からの個別の指定があれば、第5条乃至第7条の定めにより、乙から開示または提出された測定データ、資料、報告（以下「測定データ資料等」という。）を、原契約第29条に定めるところにより、管理しなければならない。

- 2.甲は、官公庁もしくはそれに準ずる機関または甲の特定顧客（甲が個別に受注する顧客をさす）（以下「官公庁等顧客」という）より、甲の製品に関して指定物質について問合せ、資料の提出の要請または命令があったときは、前項に係らずに、当該官公庁等顧客に測定データ資料等の内容を開示し、または提出することができる。

第 11 条 (有効期間)

本覚書の有効期間は、本覚書締結時から原契約の解除または甲が本ガイドラインの廃止を乙に通知したときのいずれか早い方が到来するまでとする。ただし、既存の個別契約に係る本調達品については、甲の別段の指示のない限り、本覚書が依然として適用されるものとする。

第 12 条 (協議)

本覚書に定めのない事項、本覚書に疑義のある事項については、原契約および個別契約に従って解決されるものとし、原契約および個別契約では解決できないときは、甲乙協議して解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(甲) 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居 2000 番地
株式会社キトー

平成 年 月 日

(乙)
